

見土呂地区

まちづくり協議会ニュース

発行：見土呂地区まちづくり協議会

第7号：平成23年9月

★特別指定区域の指定(案)がまとまって来ました!

初秋の候、日頃は、当まちづくり協議会及び町内会活動にご理解ご協力頂きありがとうございます。
さて、当まちづくり協議会も8回を数え、特別指定区域の指定(案)もようやくまとまってきました。
(中面P2をご参照ください。)

ここで、まちづくり協議会の総会(予定日：11月26日)に先立ち、案の内容をご確認頂くために、
下記の要領で「縦覧」を行いますので、現地に足をお運び頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。
また、「まちづくりに関する方針(案)の微修正について」や「今後の予定」をP3に掲載しております
のでご確認ください。

田園まちづくり計画の策定も縦覧、総会決議といった大詰めを迎えています。皆様には一層のご理解、
ご協力をよろしくお願い申し上げます。



案の縦覧と意見書の提出についてのお知らせ



案の縦覧について

期 間：平成23年9/16(金)~9/30(金)

場 所：①見土呂公民館
②加古川市役所都市計画課

- 内 容：1. 地区まちづくり計画(案)
- ①まちづくりに関する方針(案)
 - ②現況図(土地利用現況図)
 - ③土地利用計画図(案)
2. 特別指定区域の指定(案)
- ①特別指定区域の区域及び
予定建築物等の用途
 - ②特別指定区域の位置図
 - ③特別指定区域の区域図(案)

意見書の提出について

期 間：平成23年9/16(金)~10/7(金)

提出先：見土呂地区まちづくり協議会
会長
の町内会長連絡箱

※具体的なご意見がある場合にのみご提出ください。

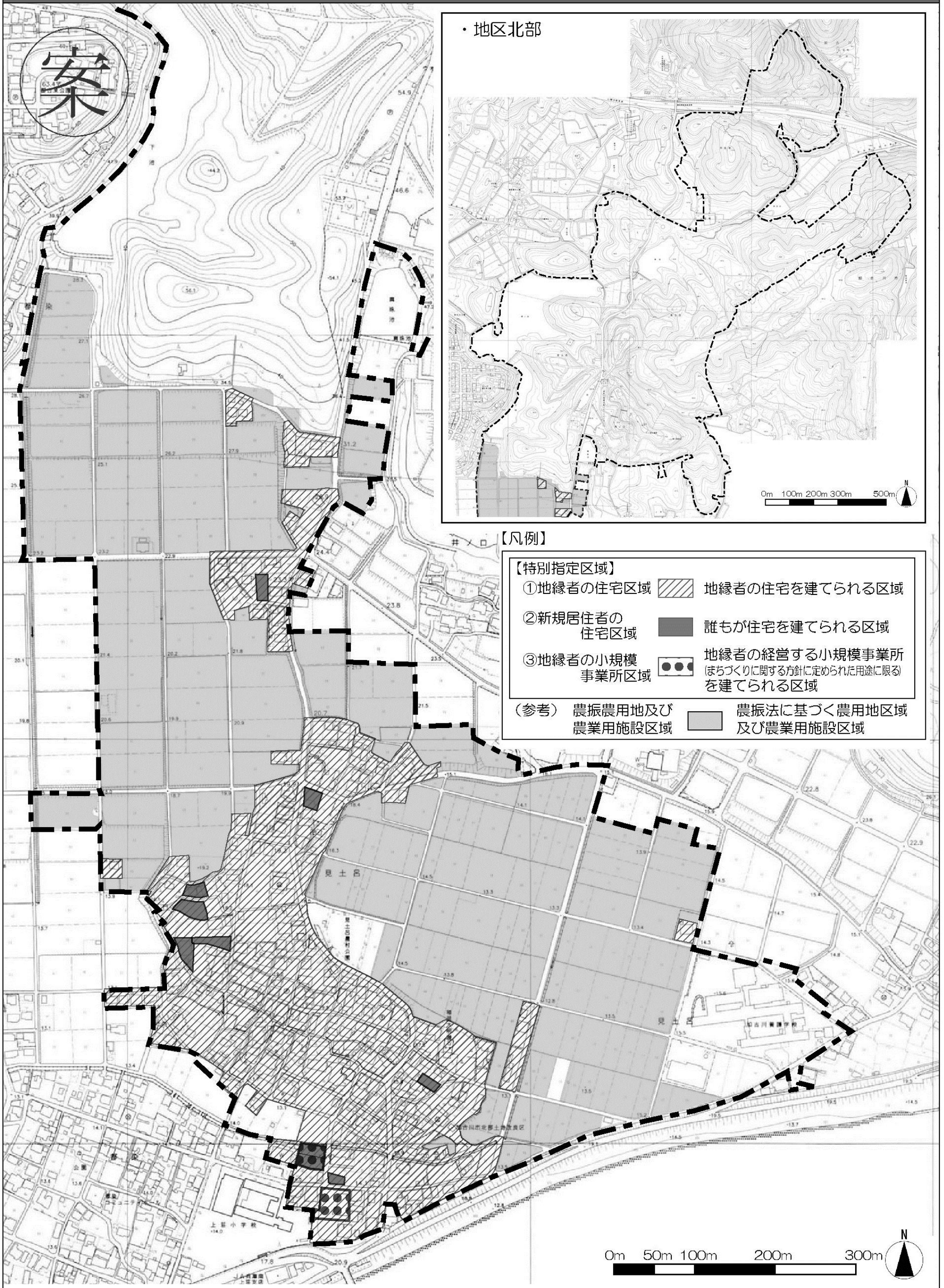
※意見書は市へ提出できませんので
ご注意ください。

※意見書の用紙は縦覧
場所(見土呂公民館)
に据え付けておりま
すのでそちらをご使
用ください。



■ 特別指定区域図

見土呂地区





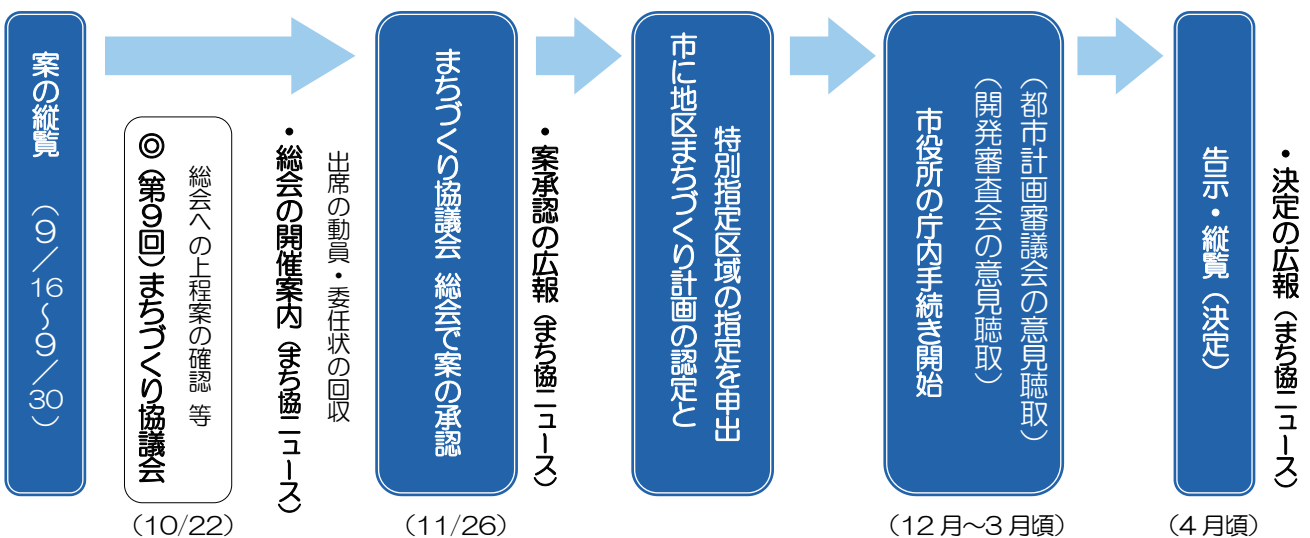
まちづくりに関する方針（案）の微修正について

先日のまちづくり協議会で協議・検討した結果、「まちづくりに関する方針（案）」について追加修正がありましたのでお知らせ致します。（追加修正箇所：太枠で囲った部分）

施策項目		施策内容	
1. 集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	10m（3階）以下	
	汚水対策について	<ul style="list-style-type: none"> 適正な排水処理の推進（公共下水道、合併浄化槽等） 当面は、合併浄化槽の設置を推奨します。 早期公共下水道の整備（要望） 	
	汚臭・騒音について	<ul style="list-style-type: none"> 住環境に悪影響を与える汚臭、騒音等を発する行為は一切禁止する。 	
	畜舎の規模について	<ul style="list-style-type: none"> 集落区域内で床面積の合計が15㎡を超える畜舎を建築してはならないものとする。 	
2. 集落景観の保全形成	地区景観計画（基準）の指定	①全体：建物の形態・意匠は、周辺の田園風景や落ち着いた集落景観と調和するものとします。 ②屋根： <ul style="list-style-type: none"> ■守るべき基準：外壁色彩の彩度は、以下に示すマンセル表色系の彩度数値以下とします。（但し、自然素材を用いたものや無彩色を除く） R(赤)・YR(橙)系：彩度6以下、Y(黄)系：彩度4以下、他の色相：彩度2以下 ★推奨基準：瓦等の明度の低い無彩色の傾斜屋根を推奨します。 	
		③外壁： <ul style="list-style-type: none"> ■守るべき基準：外壁色彩の彩度は、以下に示すマンセル表色系の彩度数値以下とします。（但し、自然素材を用いたものや無彩色を除く） R(赤)・YR(橙)系：彩度6以下、Y(黄)系：彩度4以下、他の色相：彩度2以下 ★推奨基準：木材や土壁材等の自然素材を用いたもの又は、それらに近い色彩を用いた集落景観に調和するものを推奨します。 	
8. 地縁者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 上荘小学校区域（地縁者の住宅区域、地縁者の小規模事業所区域） 		
9. 地縁者の小規模事業区域の用途制限	<ul style="list-style-type: none"> 地縁者の小規模事業所の用途は、事務所、倉庫（建築基準法別表第2(ト)項第4号に掲げるものを除く）に限る。 		

◆地区まちづくり計画の認定、特別指定区域の指定に向けて◆

今後は、以下のような流れで地区まちづくり計画（案）、及び特別指定区域（案）の承認を受け、市に認定・指定の申請を行っていく予定です。



＜お問い合わせ先＞

当地区の田園まちづくりについてご意見、ご質問がありましたら、下記までお問合せ下さい。

見土呂地区まちづくり協議会

会長：

（TEL：

）